

茨城県報 第7703号

昭和63年10月31日

月 曜 日

目 次

規 則

●地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を 改正する規則（企業局総務課）	ページ 1
---	----------

告 示

●字の区域の設定（地方課）	2
●字の区域の変更（4件）（ 〃 ）	7
●保安林の指定解除の予定（2件）（林業課）	12
●定款変更を伴う土地改良事業の計画変更の適当決定（農地管理課）	13
●定款変更の認可（ 〃 ）	13
●道路の区域変更（道路維持課）	13
●道路の供用開始（3件）（ 〃 ）	14
●土地改良区役員の就退任（4件）（土地改良事務所）	15

公 告

●漁船損害等補償法に基づく発起届（水産施設課）	19
●建築協定の認可（建築指導課）	19
●道路位置の指定（ 〃 ）	20

規 則

茨城県規則第78号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和52年茨城県規則第56号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

機 関		知 事 が 定 め る 職
本 局		局長，次長，参事，技監，課長，副参事，技佐，課長補佐，主任企画員
出 先 機 関	霞ヶ浦水道事務所	所長，次長，総務課長，浄水課長，工務第一課長
	鹿島水道事務所	所長，次長，総務課長，浄水第一課長，工務課長
	那珂川水道事務所	所長，次長，総務課長，工務第一課長
	利根川水道建設事務所	所長
	利根川浄水場	場長
	新治浄水場	場長
	水質検査室	室長

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1435号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により谷和原村長から土地区画整理事業に伴い、同村内の字の区域を設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の設定の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字小絹字西下宿 770の1の内，771の内，772の内，793の内，798の内，802の内，807の1の内，807の4から807の10までの各内，807の12の内，807の13，807の14の内，808の内，丙808，809の1，809の2，乙809，810，811の1，811の2，812の1，812の2，813の1，813の2，乙813，814から816まで，818の内，818，819の1から819の3まで，820，821の3，825の5，826の1の内，830の7の内，831の内，乙831の内，乙831の1，丙831，832の1の内，832の2の内，833の内，83

4の1から834の4までの各内, 837の内, 838の内, 839の2の内,
839の3の内

大字小絹字蔵下 862から864までの各内, 865から872まで, 乙872, 873, 8
74の内, 875, 876の内, 876の1の内, 878の内, 879の内,
880から882まで, 乙882, 883から885まで, 886の1, 88
6の2, 乙886, 887の1, 887の2, 888の内, 889の1の内,
890の2の内, 896の1,

ㄥ 字西蔵下 959の内, 960の1の内, 960の3の内, 961の2の内, 964の
2, 964の4, 965の3, 966の2, 967の2, 968の1から96
8の3まで, 969, 970, 971の内

ㄥ 字大谷津 972から975までの各内, 976の1の内, 977の内, 983の内,
乙983の内, 984から986までの各内, 987, 988, 乙988, 9
89から1002まで, 1003から1005までの各内, 1006, 100
7から1012までの各内, 1016の内, 1017の内, 1018, 101
9の内, 1020から1024まで, 乙1024, 1025の1から1025
の4まで, 1025の7, 1026から1028まで, 1029の1から10
29の4まで, 1030, 1032から1040まで, 乙1040, 1041,
1042, 乙1042, 1043, 乙1043, 1044から1046まで,
1047から1049までの各内, 1111の内,

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を絹の台一丁目に変更

大字小絹字西下宿 770の1の内, 771の内, 772の内, 773の1, 774の1, 77
5の1, 776, 777, 778の2, 779の3, 779の10, 780の
1, 780の6, 780の7, 780の10, 780の11, 783の1, 7
84の3, 785の1, 785の2, 786, 787の1, 787の2, 78
8の1, 788の2, 790, 791, 792の内, 793の内, 794, 7
95の1, 796, 乙796, 797, 798の内, 799の1から799の
8まで, 800, 801, 802の内, 803, 804の1から804の4ま
で, 805, 806, 807の1の内, 807の4から807の10までの各
内, 807の12の内, 807の14の内, 808の内, 乙808, 817の
内

ㄥ 字大谷津 1047の内, 1053の内, 1073の内, 1075の1の内, 1075
の2, 1076の内, 1077, 1078の1, 1078の2, 1079から
1083まで, 1084の内, 1085, 1086, 1087から1089ま
での各内

大字筒戸字諏訪 1630, 1631の内, 1632の内, 1632の10の内, 1634の内, 1635の内, 1636から1639まで, 1641の内, 1648の内, 1649の内, 1650から1653まで, 1654の内, 1655の内, 1664の内, 1666の内, 1694の1の内, 1694の3の内, 1695の1の内, 1699の1, 2193の2, 2194の2, 2194の3, 2194の6, 2195の2, 2196の1, 2197の1から2197の3まで, 2198の1から2198の3まで, 2199, 2200, 2201の1, 2201の2, 2202から2204まで, 2206, 2207の1, 2207の2, 2208から2212まで, 2215, 2216, 2218の1, 2218の2, 2219から2223まで, 2224の1, 2225の1, 2225の3から2225の7まで, 2226の1

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を絹の台二丁目に変更

大字小絹字西下宿 792の内

字大谷津 乙983の内, 984の内, 985の内, 1003から1005までの各内, 1007から1012までの各内, 1013から1015まで, 1016の内, 1017の内, 1019の内, 1047から1049までの各内, 1050から1052まで, 1053の内, 1054, 1055, 乙1055, 1056から1067まで, 1068の1から1068の5まで, 1069から1072まで, 1073の内, 1074, 1075の1の内, 1076の内, 1084の内, 1087から1089までの各内, 1090, 1094から1110まで, 1111の内, 1112の1, 1112の2, 1113から1116まで, 1117の内, 1118の内, 1120の1の内, 1120の2から1120の28まで, 1120の29から1120の33までの各内, 1120の34, 1120の35から1120の37までの各内, 1120の39から1120の41までの各内, 1120の42から1120の47まで, 1120の48の内, 1120の49の内, 1120の50から1120の53まで, 1120の60の内, 1120の62, 1120の70から1120の75まで, 1120の76の内, 1120の77の内

大字筒戸字諏訪 1632の内, 1632の7から1632の10までの各内, 1632の11, 1632の12, 1632の13から1632の15までの各内, 1632の26の内, 1632の27の内, 1632の28から1632の32まで, 1632の33の内, 1632の34の内, 1632の39から1632の41までの各内, 1632の42, 1632の43の内, 1632の44, 1632の45の内, 1632の46の内, 1632の47から1632の52まで,

1 6 3 2 の 5 3 から 1 6 3 2 の 5 5 までの各内, 1 6 3 3 の 1 の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を絹の台三丁目に変更

大字筒戸字諏訪 1 5 8 8, 1 5 8 8 の 1, 1 5 8 9 の 1, 1 6 1 1 の 1, 1 6 1 2 の 1 から 1 6 1 2 の 1 2 まで, 1 6 1 3 の 1, 1 6 1 3 の 2, 1 6 1 4 から 1 6 1 6 まで, 1 6 1 7 の内, 1 6 1 8, 1 6 1 9, 1 6 2 0 の 1, 1 6 2 3 の 1, 1 6 2 4 の 3 の内, 1 6 2 4 の 1 9 の内, 1 6 2 4 の 2 0, 1 6 2 4 の 6 2 の内, 1 6 2 4 の 9 4, 1 6 2 5 の 2 9 の内, 1 6 2 6, 1 6 2 7 の 1, 1 6 2 8 の 1, 1 6 2 9 の 1, 1 6 4 6 の内, 1 6 4 7 の内, 1 6 5 4 の内, 1 6 6 0 の内, 1 6 6 1 から 1 6 6 3 まで, 1 6 6 4 の内, 1 6 6 5, 1 6 6 6 の内, 1 6 6 8 から 1 6 7 1 まで, 1 6 7 2 の内, 1 6 7 3 の内, 1 6 7 4, 1 6 7 5, 1 6 7 6 の 1, 1 6 7 9 の 1, 1 6 8 5 の 1, 1 6 8 7 から 1 6 9 0 まで, 1 6 9 0 の 1, 1 6 9 0 の イ, 1 6 9 1 の 1, 1 6 9 2 の 1, 1 6 9 3, 1 6 9 4 の 1 の内, 1 6 9 4 の 3 の内, 1 6 9 4 の 4, 1 6 9 5 の 1 の内, 1 6 9 7 の 1, 1 6 9 8, 1 7 0 4 の 1, 1 7 0 5 の 1, 1 7 0 6 の 1, 1 7 3 0 の 1, 1 7 3 2 の 1, 1 7 3 3 の 5, 3 1 1 8 の 1 の内, 3 1 1 8 の 2 から 3 1 1 8 の 4 まで, 3 1 1 8 の 5 の内, 3 1 1 8 の 6, 3 1 1 8 の 1 2 の内, 3 1 1 8 の 1 3 の内, 3 2 0 3 の 1 の内, 3 2 0 3 の 2 の内, 3 2 0 4 の内, 3 2 0 5 の内, 3 2 0 7 の内, 3 2 0 8, 3 2 0 9, 3 2 1 0 の内, 3 2 1 1 の内, 3 2 1 2 から 3 2 2 0 まで, 3 2 2 1 から 3 2 2 3 までの各内, 3 2 2 4 から 3 2 3 8 まで, 3 2 3 9 の 1, 3 2 3 9 の 2, 3 2 4 0, 3 2 4 1, 3 2 4 2 の 2, 3 2 4 2 の 4, 3 2 4 3 の 2, 3 2 4 4 の 2, 3 2 4 5, 3 2 4 6 の 2, 3 2 4 7 から 3 2 5 2 まで, 3 2 5 3 の 2, 3 2 5 4 から 3 2 5 8 まで, 3 2 5 9 の 1, 3 2 5 9 の 2, 3 2 6 0 から 3 2 6 2 まで, 3 2 6 4 の 1, 3 2 6 5 の 1, 3 2 6 6 の 1, 3 2 6 7 の 2, 3 2 6 8 から 3 2 7 0 まで, 3 2 7 1 の 1, 3 2 7 2 の 1, 3 2 7 3 の 1, 3 2 7 4 の 1, 3 2 7 5 の 2, 3 2 7 6 の 2, 3 2 7 7 の 1, 3 2 7 8 の 2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を絹の台四丁目に変更

大字筒戸字諏訪 1 6 1 7 の内, 1 6 2 4 の 3 の内, 1 6 2 4 の 6 の内, 1 6 2 4 の 7 から 1 6 2 4 の 1 8 まで, 1 6 2 4 の 1 9 の内, 1 6 2 4 の 4 6, 1 6 2 4 の 4 9 の内, 1 6 2 4 の 5 0 から 1 6 2 4 の 6 0 まで, 1 6 2 4 の 6 2 の内, 1 6 2 4 の 8 0, 1 6 2 4 の 8 3, 1 6 2 4 の 8 4, 1 6 2 5 の 1 から 1 6 2 5 の 3 までの各内, 1 6 2 5 の 1 1 から 1 6 2 5 の 1 8 までの各内, 1 6 2 5 の 1 9 から 1 6 2 5 の 2 8 まで, 1 6 2 5 の 2 9 の内, 1 6 2 5 の 3 0, 1 6 3 1 の内, 1 6 3 2 の内, 1 6 3 2 の 2 から 1 6 3 2 の 1 0 までの各内, 1 6 3 2 の 1 3 の

内, 1632の14の内, 1633, 1634の内, 1635の内, 1640, 1641の内, 1642から1645まで, 1646から1649までの各内, 1654の内, 1655の内, 1656から1659まで, 1660の内, 1672の内, 1673の内, 3118の1の内, 3118の5の内, 3118の7から3118の11まで, 3118の12の内, 3118の13の内, 3118の14から3118の21まで, 3118の22の内, 3118の23から3118の29まで, 3201, 3202, 3203の1の内, 3203の2の内, 3204の内, 3205の内, 3206, 3207の内, 3210の内, 3211の内, 3221から3223までの各内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を絹の台五丁目に変更

大字小絹字大谷津 1120の29の内, 1120の30の内, 1120の54の内, 1120の59, 1120の65の内

大字筒戸字諏訪 1624の1, 1624の4, 1624の5, 1624の6の内, 1624の45, 1624の47, 1624の48, 1624の49の内, 1625の1から1625の3までの各内, 1625の4から1625の10まで, 1625の11から1625の18までの各内, 1632の1, 1632の2から1632の6までの各内, 1632の14の内, 1632の15の内, 1632の16から1632の25まで, 1632の26の内, 1632の27の内, 1632の33の内, 1632の34の内, 1632の35から1632の38まで, 1632の39から1632の41までの各内, 1632の43の内, 1632の45の内, 1632の46の内, 1632の53から1632の55までの各内, 1632の56, 1633の1の内, 1633の2から1633の25まで, 1633の26の内, 1633の27から1633の33まで, 1633の37から1633の40まで, 1633の41の内, 1633の42から1633の68まで, 3118の22の内

及びこれに伴う国有地の道路の全部を絹の台六丁目に変更

大字小絹字西藏下 953の3, 954の3, 955の1, 955の3, 956, 957の1, 957の2, 958, 959の内, 960の1の内, 960の3の内, 961の2の内, 971の内

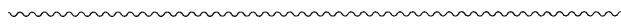
字大谷津 972から975までの各内, 975の1, 975の2, 976の1の内, 976の2, 977の内, 978, 978の1, 979, 979の1, 980から982まで, 983の内, 乙983の内, 986の内, 1117の内, 1118の内, 1119, 1120の1の内, 1120の30から1120の33までの各内, 1120の35から1120の37までの各内, 1120の3

8, 1120の39から1120の41までの各内, 1120の48の内, 1120の49の内, 1120の54の内, 1120の55から1120の57まで, 1120の60の内, 1120の63, 1120の64, 1120の65の内, 1120の66から1120の69まで, 1120の76の内, 1120の77の内, 1126

大字小絹字下川岸 1151の1, 1156の1, 1156の3から1156の5まで, 1157, 1158, 1158の1, 1159, 1160の1, 1161の1から1161の3まで, 1162から1164まで, 1165の1, 1165の2, 乙1165, 1166, 1167の1, 1167の2, 1168の1, 1168の2, 1168の4, 1168の5, 1169, 乙1169, 1170の1, 1171の3, 1174の5,

大字筒戸字諏訪 1633の26の内, 1633の41の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を絹の台七丁目に変更



茨城県告示第1436号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により茨城町長から土地改良事業に伴い, 同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の変更の効力は, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字大戸字宮次郎 1128の1, 1128の3

〃 字小橋川 2138の1

〃 字岡田 2150の2, 2151, 2155の1, 2155の2, 2156, 2157, 2160から2165まで

〃 字岡田前 2166, 2167, 2168の1, 2168の2, 2169の1, 2170, 2171の1, 2172の1, 2173の1, 2174の1, 2174の3, 2175, 2176, 2178, 2241から2244まで, 2245の1, 2246の1, 2247, 2247の1, 2248の1, 2248の2, 2267, 2267の2, 2268

〃 字猫崎下 2249の1, 2250の1, 2251の1, 2252の1, 2253の1, 2254の1, 2256の1, 2257から2266まで, 2269, 2271の1, 2272の1, 2273の1, 2274の1, 2275, 2276の1, 2276の2, 2277, 2278の1, 2461の1, 2462の1,

2463から2468まで, 2470, 2472, 2473, 2474の2,
2475, 2476の2, 2477の2, 2478, 2480, 2482から
2486まで, 2487の1, 2488, 2489の1, 2490の1, 24
91の1, 2492の1

大字大戸字猫崎 2460の4

〃 字木戸下 2479, 2496の1, 2497の1, 2498から2501まで, 25
04から2506まで, 2507の1, 2507の3, 2509の1, 251
0の1, 2511, 2512, 2513の1, 2513の2, 2514から2
516まで, 2518の3から2518の5まで, 2519, 2530の1,
2531から2537まで, 2539から2543まで, 2544の1, 25
44の2, 2546の1, 2547の1, 2547の2, 2548, 2549,
2552の1, 2553の1, 2554の1, 2555の1, 2555の2,
2557, 2558, 2560から2567まで, 2569, 2570の1,
2572, 2573, 2575の1, 2576の1, 2578の1, 2579,
2580, 2582の1, 2583の1

〃 字木戸川面 2493の1, 2494の1, 2495の1

〃 字清宗下 2584の2, 2585の1, 2586, 2587の1, 2588の1, 2
589の1, 2590の1, 2591の1, 2592, 2594, 2596か
ら2599まで, 2601から2604まで, 2605の1, 2606の1,
2606の2, 2607, 2608の1, 2608の2, 2609, 2610,
2612から2614まで, 2617から2625まで, 2626の1, 26
27の1, 2628の1, 2630の1, 2635の2, 2636の1, 26
37から2647まで, 2647の2, 2648から2650まで, 2651
の2, 2652から2654まで, 2658, 2659の1, 2666の1,
2667の1

〃 字清宗 2706の1, 2707の3, 2707の4

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字大戸字上郷に変更



茨城県告示第1437号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により那珂町長から土地区画整理事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字菅谷字柳町 1055の2, 1055の3, 1057の1, 1057の2, 1058の1から1058の3まで, 1059の1から1059の4まで, 1060の1から1060の6まで, 1062の2, 1063の1, 1063の3, 1065の1, 1066の2, 1092の1から1092の3まで, 1093の1から1093の3まで

〃 字原前 2472の19, 2472の20

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字菅谷字高内西に変更



茨城県告示第1438号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により那珂町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字堤字塙前東 414, 415, 420, 422から424まで, 430に隣接する国有地の道路の全部及び大字横堀字野所内41の1, 41の2に隣接する国有地の道路の全部並びに6, 7の1, 8から19, 33に隣接する国有地の水路の全部を大字横堀字洪沼に変更

大字杉字蛭町 1267, 1367から1379まで, 1380の1

及びこれに伴う国有地の水路の全部を大字横堀字蛭内に変更

大字堤字田向 52

〃 字中道 90

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字堤字権現後に変更

大字堤字権現後 306の1, 307の1, 307の4, 736の2, 736の3, 738の2, 738の3

大字堤字阿加内西 739の1, 739の2

大字杉字霜田 850の内, 851の内, 852の内, 853の内, 854の内, 855の内,
859の内, 862の1の内, 862の2の内, 862の3の内, 863の内,
864の内

ㄨ 字寺前 866の内, 867の内

ㄨ 字蛭町 1501の内, 1502の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の一部を大字堤字阿加内に変更

大字堤字火防内 378から383まで, 384の内

及びこれに伴う国有地の水路の全部を大字堤定埜前に変更

大字堤字埜前 391から394まで, 396, 397の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部並びに大字堤字田向6, 11, 12, 13の
1地先の国有地の水路の全部を大字堤字火防内に変更

大字堤字阿加内 305の内, 706の内, 709の内, 710の内, 711の内, 712の内,
713の内, 714の内, 715の内, 716の1の内, 718の1の内, 7
19の内, 720の内, 721の内, 722の内, 727の内, 728の内,
729の内, 731の内, 732の内, 733の内, 738の1の内, 740
の1の内

大字杉字表山 696の内, 697の2から697の7まで, 815の内

ㄨ 字寺前 866の内, 867の内, 868, 869, 870の内, 871の内

ㄨ 字蛭町 1501の内, 1502の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の一部を大字杉字霜田に変更

大字杉字砂田 342の内

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字杉字宮田に変更

大字杉字与惣前 691から693まで

ㄨ 字表山 696の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部, 並びに大字堤字宮前890, 1454, 1
455の1から1455の5まで, 1460の2, 1463の1, 1463の2, 14
66の2, 1467の2, 1468の2, 1468の3に隣接する国有地の道路の全部
を大字杉字寺前に変更

大字杉字宮田 939の内, 940の内, 945の内, 946の内, 947の内

及びこれに伴う国有地の水路の全部を大字杉字砂田に変更

大字杉字神田 952の1の内, 952の3の内, 953の内

及びこれに伴う国有地の水路の全部を大字杉字洞前に変更

大字杉字神田 969の2, 970の1, 972の1, 975の1, 976の1, 976の2,

977, 978, 980の1

及びこれに伴う国有地の水路の全部を大字杉洞ノ内に変更

大字杉字洞ノ内 992の1の内, 992の2の内, 993の1の内, 993の2, 994の内,
995から1001まで, 1002の1, 1002の2, 1003の1, 10
03の2, 1004の1, 1004の2, 1005, 1006, 1007の1,
1007の2, 1009の1, 1009の4

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字杉字権現宮に変更

大字横堀字蛭内 1861から1869まで, 1870の1

大字堤字阿加内 742の内, 743から745まで

及びこれに伴う国有地の道路, 水路を全部を大字杉字蛭町に変更

大字杉字宮脇 1429の1, 1429の2, 1429の4, 1441, 1442の1に隣接す
る国有地の道路の全部を大字杉字堤下に変更

~~~~~  
**茨城県告示第1439号**

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により新利根村長から同村内の字の  
区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字下太田字向新田 3851, 3854, 3855の4, 3993, 4023の1, 4023  
の2, 4026の1, 4042, 4103, 4104の1, 4111

大字寺内字中耕地下割 1621の2, 1622の2, 1631の1, 1631の2, 1632  
の2, 1636, 1637

〃 字南耕地下割 1650の2, 1652の1

〃 字中耕地上割 1707

上記を大字南太田字南に変更

大字下太田字上新田 3818の2, 3819の2, 3823の2

大字寺内字北耕地下割 1557の5, 1574より1580まで合併の1

〃 字北耕地上割 1723より1780まで合併の49, 1723より1780まで合併  
の50, 1723より1780まで合併の51

上記を大字南太田字上に変更

大字下太田字向新田 3970

上記を大字南太田字下に変更  
~~~~~

茨城県告示第1440号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1(1) 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡鹿島町平井字海岸1の122

(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定された目的 飛砂の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

2(1) 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡鹿島町平井字海岸1の122

(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び鹿島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1441号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡大野村大字青塚字峰622の1, 622の3, 623の7, 青塚字峰623の4

2 指定された目的 飛砂の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

茨城県告示第1442号

玉川沿岸土地改良区から昭和63年8月11日付けで認可申請のあつた土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

玉川沿岸土地改良区定款の写し

変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和63年11月1日から昭和63年11月25日まで

3 縦 覧 の 場 所 大宮町役場

~~~~~  
**茨城県告示第1443号**

昭和63年5月30日付けで石岡台地土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和63年10月24日認可した。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~  
茨城県告示第1444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和63年10月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道 路 の 種 類 県道

2 路 線 名 小川川島停車場線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字小川字西久保 598-1 番地先から	旧	メートル 最大 15.0 最小 12.0	メートル 120.0	
下館市大字小川字西久保 647-1 番地先まで	新	最大 25.0 最小 17.0	120.0	現道拡巾

~~~~~

### 茨城県告示第1445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和63年10月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道小川川島停車場線
- 2 供用開始の区間  
下館市大字小川字西久保598-1 番地先から  
下館市大字小川字西久保647-1 番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年10月31日

~~~~~

茨城県告示第1446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和63年10月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道立崎羽根野線
 - 2 供用開始の区間
竜ヶ崎市北方町字一区2109-1 番地から
竜ヶ崎市北方町字西台1547番地まで
 - 3 供用開始の期日 昭和63年11月1日
- ~~~~~

茨城県告示第1447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和63年10月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道結城二宮線
- 2 供用開始の区間
下館市大字小川字八丁269-1番地先から
下館市大字小川字八丁267-1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年10月31日



茨城県告示第1448号

行方郡潮来町大字潮来159の1番地に事務所をおく潮来津知土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年10月31日

茨城県銚田土地改良事務所長 古 賀 清 司

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字潮来159の1	理 事	坂 本 徳 衛	
〃 〃 〃 822	〃	小 林 清 之	
〃 〃 〃 582	〃	松 田 國 助	
〃 〃 〃 593	〃	石 内 隆	
〃 〃 〃 666	〃	川 又 武 男	
〃 〃 大字辻170の1	〃	大 川 豊 代 治	
〃 〃 〃 241	〃	大 川 順 一	
〃 〃 〃 298の11	〃	大 川 隆 幸	
〃 〃 〃 329	〃	兼 平 源	
〃 〃 〃 330	〃	鈴 木 壮 市	
〃 〃 大字潮来291の1	監 事	橋 本 勇	
〃 〃 〃 1055	〃	大 森 義 男	
〃 〃 〃 1136	〃	磯 山 源 三 郎	

行方郡潮来町大字辻394 監 事 岡 部 清 一

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字潮来159の1	理 事	坂 本 徳 衛	
〃 〃 〃 822	〃	小 林 清 之	
〃 〃 大字辻586	〃	土 子 貞 雄	
〃 〃 大字潮来51	〃	藤 岡 哲	
〃 〃 〃 450 451合併	〃	根 本 國 雄	
〃 〃 〃 593	〃	石 内 隆	
〃 〃 〃 666	〃	川 又 眞	
〃 〃 大字辻567	〃	鬼 澤 宣 男	
〃 〃 〃 248	〃	塚 本 三 郎	
〃 〃 〃 215の1	〃	紫 村 和 男	
〃 〃 大字潮来291の1	監 事	橋 本 勇	
〃 〃 〃 1402	〃	坂 本 英 雄	
〃 〃 〃 1055	〃	大 森 義 男	
〃 〃 大字辻112	〃	秋 永 陽 一	

茨城県告示第1449号

鹿島郡大洋村大字上幡木に事務所をおく白鳥西土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年10月31日

茨城県銚田土地改良事務所長 古 賀 清 司

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大洋村大字中居608	理 事	方波見 洋	
〃 〃 大字上幡木1530	〃	日向寺 教 修	
〃 〃 大字飯島889の3	〃	飯 岡 淳	
〃 〃 大字上幡木458	〃	方波見 陽 一	
〃 〃 〃 939	〃	方波見 昇 一	
〃 大野村大字大小志崎631の3	〃	日向時 多 一	
〃 大洋村大字上幡木1656の25	〃	久 保 勝 男	
〃 〃 〃 809	〃	飯 島 誠 之	

鹿島郡大洋村大字上幡木1052	理 事	小 見 甚兵衛
〃 〃 大字江川272の1	〃	小 沼 敏 一
〃 〃 〃 216	〃	菅 谷 信 男
〃 〃 大字上沢22	〃	飯 岡 正
〃 〃 〃 1983	〃	菅 谷 敏 浩
〃 〃 大字飯島744	〃	小 見 清
〃 〃 大字上幡木1418の6	監 事	小 見 勝 雄
〃 〃 大字上沢1937	〃	柳 堀 唯 男
〃 〃 大字中居212	〃	方波見 耐
〃 〃 大字上幡木674	〃	遠 峰 啓 一

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大洋村大字上幡木522	理 事	人 見 恭比古	
〃 大野村大字志崎63	〃	日向寺 仲 男	
〃 大洋村大字上沢2021	〃	飯 塚 甚之助	
〃 〃 大字飯島890の3	〃	菅 谷 房次郎	
〃 〃 〃 27	〃	小 沼 壽 男	
〃 〃 大字上幡木809	〃	飯 島 誠 之	
〃 〃 〃 1052	〃	小 見 甚兵衛	
〃 〃 大字飯島889の3	〃	飯 岡 淳	
〃 〃 大字上幡木1656の25	〃	久 保 勝 男	
〃 〃 大字江川216	〃	菅 谷 信 男	
〃 〃 大字中居608	〃	方波見 洋	
〃 〃 大字上沢1983	〃	菅 谷 敏 浩	
〃 〃 大字上幡木787の2	監 事	遠 峰 啓 一	
〃 〃 大字上沢1937	〃	柳 堀 唯 男	
〃 〃 大字中居330	〃	小 森 喜 幸	

茨城県告示第1450号

行方郡牛堀町大字牛堀 703 番地の 1 に事務所をおく向津土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年10月31日

茨城県鉾田土地改良事務所長 古 賀 清 司

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡牛堀町永山421-3	理 事	伊 藤 勇	
〃 〃 〃 420-5	〃	浅 野 正 一	
〃 〃 〃 289-5	〃	本 田 守	
〃 〃 〃 411-5	〃	浅 野 治 之	
〃 〃 〃 680-2	〃	井 関 好 惠	
〃 〃 〃 581	〃	小谷野 泰 男	
〃 〃 〃 1092-1	〃	吉 川 吉之助	
〃 〃 茂木57	〃	宮 内 龍 美	
〃 〃 堀之内1377-1	〃	鬼 沢 俊 一	
〃 〃 永山581-1	監 事	小谷野 武 司	
〃 〃 〃 409-1	〃	浅 野 輝 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡牛堀町永山411-5	理 事	浅 野 治 之	
〃 〃 〃 680-2	〃	井 関 好 惠	
〃 〃 〃 421-3	〃	伊 藤 勇	
〃 〃 〃 420-5	〃	浅 野 正 一	
〃 〃 〃 289-5	〃	本 田 守	
〃 〃 〃 581	〃	小谷野 泰 男	
〃 〃 〃 1092-1	〃	吉 川 吉之助	
〃 〃 〃 1245	〃	布 施 恒 彦	
〃 〃 茂木57	〃	宮 内 龍 美	
〃 〃 堀之内1377-1	〃	鬼 沢 俊 一	
〃 〃 永山688	監 事	加 藤 文 夫	
〃 〃 〃 409-1	〃	浅 野 輝 雄	

茨城県告示第1451号

鹿島郡鉾田町に事務所をおく鉾田南部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年10月31日

茨城県鉾田土地改良事務所長 古 賀 清 司

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡銚田町柏熊545	理 事	市 毛 誠	

公 告

●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届 出 事 項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の 申し出をする漁業協同組合
鹿島郡大野村荒井345-13 出 頭 悌 喜ほか2名	鹿 島 灘	鹿 島 灘 漁 業 協 同 組 合

2 指定漁船調書縦覧

(1) 縦 覧 期 間 昭和63年10月31日から昭和63年11月14日まで

(2) 縦 覧 場 所

加 入 区	縦 覧 場 所
鹿 島 灘	鹿島郡鹿島町大字平井地先北海浜第2船溜 鹿 島 灘 漁 業 協 同 組 合

●建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第3項の規定で準用する同法第73条第1項の規定により建築協定を認可したので、同法第76条の3第3項の規定で準用する同法第73条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 申 請 人

東京都新宿区西新宿1丁目25番1号新宿ビル32階

ニチモ株式会社

代表取締役 寺 田 慶 穂

2 建築協定の名称 グレースタウン南守谷建築協定

3 建築協定区域の位置及び面積

北相馬郡守谷町松ヶ丘3丁目1番他

18,632.58平方メートル

4 建築協定の内容 守谷町役場において縦覧に供する。

5 認可年月日 昭和63年10月21日

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和63年10月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第493号	63.10.21	株式会社 恩和商事 代表取締役 恩田 幸代	東京都豊島区西 池袋1丁目29番 5号	行方郡潮来町大字日の 出7丁目4番13	メートル 4.20	メートル 24.40

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 2,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)